

西宮市はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、高齢者のはり・きゅう・マッサージ施術に要する施術費の一部を補助し、もって福祉の増進をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象者」とは、毎年4月1日現在、70歳以上で本市に住所又は居住地を有している者として住民基本台帳に記録されている者とする。

2 この要綱において「指定施術所」とは、あん摩マッサ - ジ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「法」という。)第9条の2の規定に基づき西宮市内に開設されている施術所で、申請により市長が指定した施術所をいう。

3 この要綱において「施術担当者」とは、法により免許を有する者で、西宮市内で開設されている施術所で施術し、申請により市長が指定した者をいう。

(補助額)

第3条 対象者が、医療行為以外ではり・きゅう・マッサージ施術費補助券(以下「補助券」という。)を提出して、指定施術所で施術を受けた場合、または施術担当者から施術を受けた場合に、1人5回を限度として次の金額(以下「補助額」という。)を補助する。

(1) はりの場合 1回 1,000円

(2) きゅうの場合 1回 1,000円

(3) マッサージの場合 1回 1,000円

(補助券交付申請)

第4条 この要綱による補助を受けようとする者は、市長に補助券交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 この補助金については、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年西宮市規則第81号)第20条の規定にもとづき、補助金交付申請及び実績報告の手続きを省略する。

(補助券)

第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、資格を審査し、適当と認めたときは補助券に補助を受ける者の氏名を表示して交付する。

2 補助券は、券面に表示された本人に限り有効とする。

3 補助券は、再交付しない。

4 対象者は、この要綱による補助を受けようとするときは、施術を受ける前に補助券を指定施術所または施術担当者に提出しなければならない。

5 補助券の利用は、1回の施術につき、1枚とする。

6 補助券の有効期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助の方法)

第6条 指定施術所または施術担当者は、補助券の提出があれば、施術に要する費用について利用者に明確に伝えた上、施術に要する費用から第3条の補助額を控除した額を利用者に請求するものとする。

2 市長は指定施術所または施術担当者に対し補助券の枚数に補助額を乗じた金額を支払うことで補助する。

(補助金の請求及び支払い)

第7条 補助金の請求は、指定施術所または施術担当者が、偶数月の10日(その日が市の休日にあたる時はその前の開庁日)までに、補助金請求書等に補助券を添付して市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金請求書等の提出があったときは、その内容を審査して、請求を受けた月の末日までに支払うものとする。

(返 還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって補助金を受けた者があるときは、その者から補助金の全部若しくは一部の返還を命じ又は補助金相当額の支払いを命ずることができる。

(指定施術所等の指定取消し)

第9条 市長は、指定施術所または施術担当者が次の各号に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 第2条第2項の要件を欠くことになったとき。

(2) 偽りその他不正により補助金を受け取ったとき。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和58年8月15日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年8月25日から施行し、この要綱による改正後の規定は、昭和59年8月25日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和60年8月26日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年8月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年6月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。